

各連結法人の基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書

		連 結 事 業 年 度		・ ・ ・ ・		法人名				
認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する事項										
認定年月日 (変更の認定年月日)		・ ・ (・ ・)		事業実施地域						
				平成30年改正法附則第107条第2項の規定の適用の有無		有・無				
基準雇用者数等の計算に関する明細										
基準雇用者数の計算										
当該連結親法人事業年度終了の日における雇用者の数				1	人	差 引 (2)－(3)		4	人	
当該連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数				2		(1)≥(4)の場合 (1)－(4)		5		
同上のうち当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数				3		(1)<(4)の場合 (4)－(1)		6		
地方事業所基準雇用者数の計算										
当該連結親法人事業年度終了の日における雇用者の数				7	人	差 引 (8)－(9)		10	人	
当該連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数				8		(7)≥(10)の場合 (7)－(10)		11		
同上のうち当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数				9		(7)<(10)の場合 (10)－(7)		12		
特定新規雇用者数等の計算										
調整地方事業所基準雇用者数 ((1)－(4))と((7)－(10))のうち少ない数				13	人	調整新規雇用者総数の40%相当数 $(20) \times \frac{40}{100}$ (小数点以下切捨て)		21	人	
移転型地方事業所基準雇用者数				14						
特定新規雇用者数				15		移転型新規雇用者総数		22		
個別特定新規雇用者数 ((13)と(15)のうち少ない数) (マイナスの場合は0)				16		個別対象非特定新規雇用者数 (((20)－(15))と(21)のうち少ない数) (マイナスの場合は0)		23		
移転型特定新規雇用者数				17		個別移転型非特定新規雇用者数 (((22)－(17))と(23)のうち少ない数)		24		
個別移転型特定新規雇用者数 ((16)と(17)のうち少ない数)				18		個別非新規基準雇用者数 (13)－(20)		25		
新規雇用者総数				19		個別移転型非新規基準雇用者数 (((14)－(22))と(25)のうち少ない数) (マイナスの場合は0)		26		
調整新規雇用者総数 ((13)と(19)のうち少ない数)				20		個別非特定新規雇用者超過数 (20)－(15)－(21) (マイナスの場合は0)		27		
地方事業所特別基準雇用者数の計算										
地方 事業 所 基 準 雇 用 者 数 の 計 算	適 用 年 度	・ ・ ・ ・		28	内	人		当該連結親法人事業年度開始の日から認定日を含む適用年度に係る連結親法人事業年度等の開始の日以後3年を経過する日までの期間の月数	33	月
		・ ・ ・ ・		29	内	人		最終適用年度に係る調整後の地方事業所特別基準雇用者数	34	人
		・ ・ ・ ・		30	内	人		$(32) \times \frac{(33)}{(33)}$ 最終適用年度に係る連結親法人事業年度の月数	35	人
		当期分 (14)		31	内	人		基準 年 度	36	人
地方事業所特別基準雇用者数 (28)＋(29)＋(30)＋(31)				32	内	(32) (マイナスの場合は0)		36	人	
給与等支給額の計算に関する明細										
当期における給与等の支給額				37	円	給与等支給額		39	円	
同上のうち当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額				38		(37)－(38)				
比較給与等支給額の計算に関する明細										
連結事業年度又は事業年度		給与等の支給額		(41)のうち当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額		差 引 (41)－(42)		当期の月数 (40)の連結事業年度又は事業年度の月数		改定給与等の支給額 (43)×(44)
40		41		42		43		44		45
調整 対象 年度	・ ・ ・ ・		円	円		円		円		円
	・ ・ ・ ・									
計										
当該適用年度前1年以内連結事業年度等における給与等の支給額 (45の計)÷(調整対象年度数)								46		
比較給与等支給額 (46)＋((46)×(別表六の二十八)「3」)× $\frac{20又は30}{100}$								47		